

水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく

経済産業大臣を主務大臣とする

特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き

(第2版)

令和2年12月

経済産業省製造産業局化学物質管理課

目次

はじめに	3
I 水銀による環境の汚染の防止に関する法律の概要	4
1 目的	4
2 特定水銀使用製品の定義	6
3 特定水銀使用製品規制の概要	6
II 特定水銀使用製品に係る手続	10
1 特定水銀使用製品の製造の許可・特定水銀使用製品の使用の制限	10
(1) 特定水銀使用製品の製造の許可を必要とする者	11
(2) 「条約で認められた用途」について	11
(2)－1 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品	12
(2)－2 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品	12
(2)－3 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない 場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ （CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）並びに計測器	12
(2)－4 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品	12
(2)－5 保存剤としてのチメロサルを含むワクチン	13
(2)－6 非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない 場合において大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用さ れるもの）	13
(3) 特定水銀使用製品であるリレーの規制措置の運用について	13
(4) 申請手続	14
(5) 特定水銀使用製品製造許可申請書の記載要領	16
(6) 許可申請に係る添付書類	17
(6)－1 特定水銀使用製品の種類を説明した書面	17
(6)－2 特定水銀使用製品の用途を説明した書面	17
(6)－3 特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であるこ とを確認できる書面	18
(7) 許可審査基準	18
(7)－1 特定水銀使用製品製造許可申請書	18
(7)－2 特定水銀使用製品の種類を説明した書面	19
(7)－3 特定水銀使用製品の用途を説明した書面	19
(7)－4 特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であるこ とを確認できる書面	19
(7)－5 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人 の業務を行う役員）が法第7条各号に該当しないことを証する書面	20
(7)－6 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証 明書	20

(8) 主務大臣による許可の実施	20
(9) 許可の有効期間	20
2 許可後の手続	21
(1) 変更の許可・届出	21
(1)－1 変更の許可申請	21
(1)－2 変更の届出	22
(2) 承継の届出	23
(3) 主務大臣による許可の取消し等	24
3 既に製造又は輸入された特定水銀使用製品に係る承認	25
(1) 特定水銀使用製品に係る承認を必要とする者	26
(2) 申請手続	27
(3) 特定水銀使用製品の用途適合承認申請書の記載要領	28
(4) 承認申請に係る添付書類	28
(5) 承認審査基準	29
(5)－1 特定水銀使用製品の用途適合適用承認申請書	29
(5)－2 特定水銀使用製品の種類を説明した書面	29
(5)－3 特定水銀使用製品の用途を説明した書面	29
(5)－4 特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であるこ とを確認できる書面	29
(5)－5 特定水銀使用製品の製造又は輸入の時期を証する書面	29
(5)－6 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証 明書	29
Ⅲ 資料	30
1 特定水銀使用製品製造許可申請書（省令様式第一）（法第6条第1項関係）...	31
2 特定水銀使用製品製造変更許可申請書（省令様式第二）（法第9条第1項関係）	32
3 特定水銀使用製品変更届出書（省令様式第三）（法第9条第2項関係）.....	33
4 許可製造者地位承継届出書（省令様式第四）（法第11条第2項関係）.....	34
5 許可製造者相続同意証明書（省令様式第五）（法第11条第2項関係）.....	35
6 許可製造者相続証明書（省令様式第六）（法第11条第2項関係）.....	36
7 特定水銀使用製品の種類説明書（別添1）.....	37
8 特定水銀使用製品の用途説明書（別添2）.....	38
9 特定水銀使用製品の用途確認書（別添3）.....	39
10 宣誓書（別添4）（法第7条関係）.....	44
11 特定水銀使用製品の用途適合承認申請書（別添5）（法附則第3条関係）...	45
12 特定水銀使用製品の用途適合承認申請書（別添6）（令附則第4条関係）...	46

はじめに

この手引きは、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号。以下「法」という。）及び水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成 27 年政令第 378 号。以下「令」という。）に基づく以下の手続を行う予定の事業者の方々に対し、経済産業大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品に係る申請・届出手続及び審査を効率的に進める観点から、経済産業省における審査に係る一連の手順について説明するとともに、各段階において提出が求められる書類等を説明するものです。

○法第 6 条第 1 項に基づく許可申請

特定水銀使用製品を製造しようとする場合の許可の申請

○法第 9 条第 1 項に基づく許可申請

製造の許可を受けた特定水銀使用製品の用途を変更しようとする場合の許可の申請

○法第 9 条第 2 項に基づく届出

特定水銀使用製品の許可製造者の氏名等に変更があった場合の届出

○法第 11 条第 2 項に基づく届出

相続や合併等によって、特定水銀使用製品の許可製造者の地位の承継があった場合の届出

○法附則第 3 条に基づく承認申請

平成 30 年 1 月 1 日より前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を平成 30 年 1 月 1 日以降に部品として他の製品の製造に用いようとする場合の承認の申請

○令附則第 4 条に基づく承認申請

平成 30 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に製造又は輸入された特定水銀使用製品（規制開始日が令和 2 年 12 月 31 日であるものに限る。）を令和 2 年 12 月 31 日以降に部品として他の製品の製造に用いようとする場合の承認の申請

以上の手続のうち、許可申請及び届出の様式等は、特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令（平成 27 年厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第 1 号。以下「省令」という。）に定められていますが、承認申請の様式等は、この手引きで定めています。

※法の各規定の解釈等については、以下 Q & A を御参照ください。

●水銀による環境の汚染の防止に関する法律 Q & A

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/files/mercury/mercury_qa2.pdf

I 水銀による環境の汚染の防止に関する法律の概要

1 目的

本法は、国際的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、「水銀に関する水俣条約」（以下「水俣条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための必要な措置（例えば、水銀鉱の掘採の禁止、水銀使用製品の製造等の規制、特定の製造工程における水銀等の使用の禁止、水銀等を使用する方法による金の採取の禁止、特定の水銀等の貯蔵の規制、水銀を含有する再生資源の管理の規制）を講ずることにより、関係法律と相まって、水銀等の環境への排出を抑制し、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とします（図1参照）。

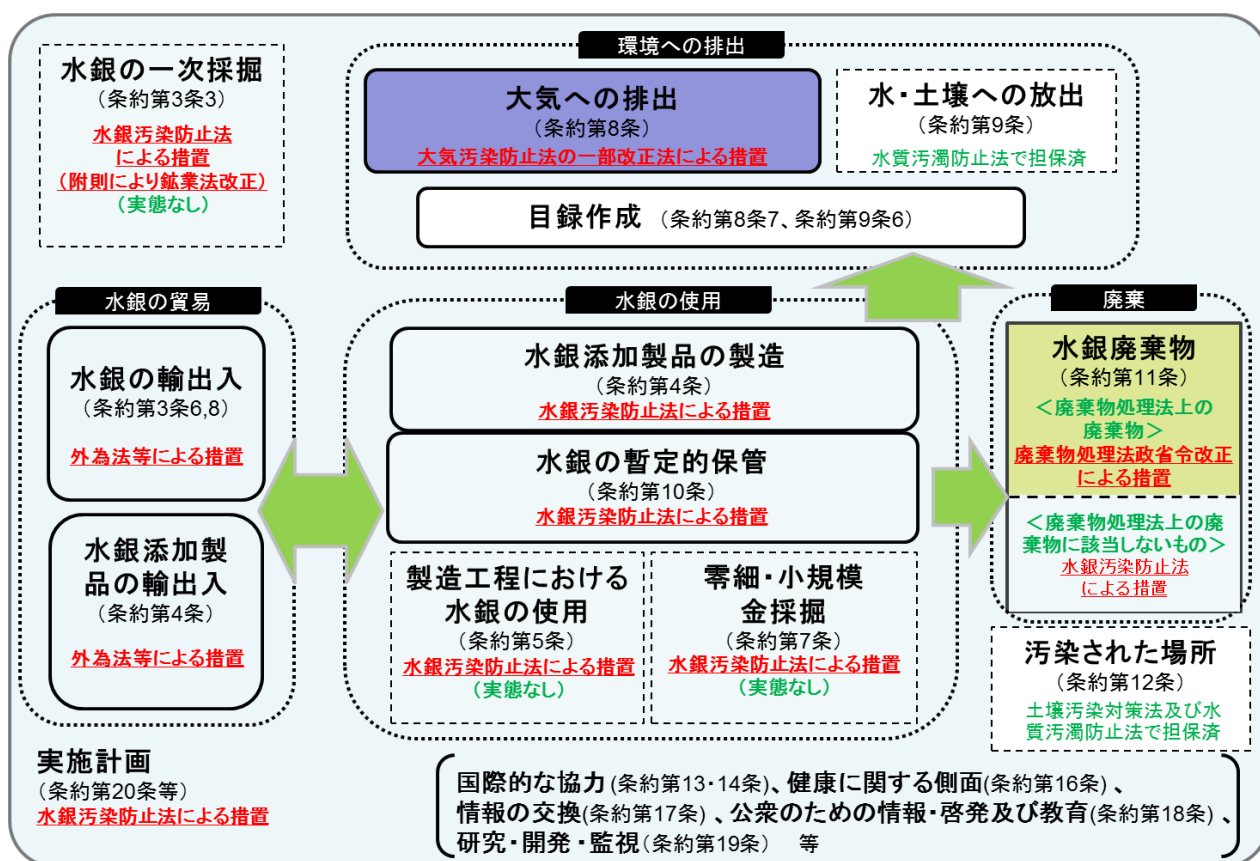


図1 水俣条約の構成と担保措置等との関係

＜水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定概要＞

- (1) 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する。 (法第3条)
- (2) 水銀鉱の掘採を禁止する。 (法第4条)
- (3) 「特定水銀使用製品」について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる。 (法第5条～第12条)
- (4) 現在把握されていない新たな用途で利用する水銀使用製品について、製造・販売を抑制する等の所要の措置を講じる。 (法第13条～第15条)
- (5) 水銀使用製品の適正な分別回収のため、国・市町村・事業者の責務を設ける。 (法第16条～第18条)
- (6) 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する。 (法第19条)
- (7) 水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する。 (法第20条)
- (8) 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める。 (法第21条、第22条)
- (9) 水銀含有再生資源（水俣条約上規定される「水銀廃棄物」のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の「廃棄物」に該当せずかつ有用なもの。非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジなど。）の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める。 (法第23条、第24条)
- (10) その他罰則等所要の整備を行う。 (法第25～35条)

※政府は、本法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。
(法附則第8条)

2 特定水銀使用製品の定義

(定義)

法第二条 この法律において「水銀使用製品」とは、水銀等が使用されている製品をいい、「特定水銀使用製品」とは、水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

法第2条中、「水銀等が使用されている」とは、水銀等が特定の目的のために意図的に用いられている状態であると解釈されます。製造・販売時に水銀等が充填されている製品だけでなく、製造・販売時には一時的に製品と水銀が分離しており、水銀を充填することによってのみ機能を有する製品（例：水銀圧入法測定装置、水銀滴下電極）も「水銀使用製品」に該当します。他方、水銀以外の物質を充填した場合でも機能を有する製品は、「水銀使用製品」には該当しません。

特定水銀使用製品とは、水銀使用製品のうち、その製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして令第1条に規定された製品のことをいいます。P.7~8の表「特定水銀使用製品、規制開始日及び主務大臣」のとおり、特定水銀使用製品については、その種類に応じて、製造禁止となる時期（規制開始日）が2段階で規定されています。一部の製品には水銀含有量等の基準があります。

3 特定水銀使用製品規制の概要

特定水銀使用製品を製造しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければなりません。

許可製造者は、製造の許可を受けた特定水銀使用製品の用途を変更しようとする場合、主務大臣の許可を受けなければなりません。また、名称、住所等の変更又は相続や合併等によって許可製造者の地位の承継があったときは、その旨を主務大臣に報告しなければなりません。

規制開始日より前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いる者は、主務大臣の承認を受けなければなりません。

なお、特定水銀使用製品の製造の許可又は規制開始日より前に製造又は輸入された特定水銀使用製品に係る承認を受けようとする者は、規制開始日の6个月前（平成29年7月1日又は令和2年7月1日）からその申請を行うことができます。

表 特定水銀使用製品、規制開始日及び主務大臣

特定水銀使用製品	規制開始日		主務大臣
	平成 30 年 1 月 1 日	令和 2 年 12 月 31 日	
(1) 電池（次に掲げるものを除く。） イ 酸化銀電池（水銀の含有量が全重量の 1 %未満であつて、ボタン電池であるものに限る。） ロ 空気亜鉛電池（水銀の含有量が全重量の 2 %未満であつて、ボタン電池であるものに限る。）	右記以外 の電池	ボタン電池である アルカリマンガン電池	経済産業大臣
(2) スイッチ及びリレー	—	●	
(3) 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ（発光管 1 本当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が 30 ワット以下のものに限る。）	●	—	
(4) 一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 1 個当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が 60 ワット未満のものうち、三波長形の蛍光体を用いたもの ロ 1 個当たりの水銀の含有量が 10 ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が 40 ワット以下のものうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの	●	—	
(5) 一般照明用の高圧水銀ランプ	—	●	
(6) 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 1 個当たりの水銀の含有量が 3.5 ミリグラムを超えるものであって、その長さが 500 ミリメートル以下のもの ロ 1 個当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであって、その長さが 500 ミリメートルを超え 1,500 ミリメートル以下のもの ハ 1 個当たりの水銀の含有量が 13 ミリグラムを超えるものであって、その長さが 1,500 ミリメートルを超えるもの	●	—	
(7) 化粧品（人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。）*	●	—	○下記以外： 経済産業大臣 ○医薬品、医薬部外品： 厚生労働大臣 ○農薬、動物用医薬品： 農林水産大臣
(8) 動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム（別名チメロサル）を有効成分とする保存剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム以外の水銀等（水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 1 条に規定する水銀等をいう。）を含むものを除く。）であつて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品及び同条第 9 項に規定する再生医療等製品に添加されるものを除く。）	右記以外 のもの	マーキュロクロム液（2,7-ジブromo-4-ヒドロキシ水銀フルオレseinニナトリウムを有効成分とする消毒剤）	

注*： 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号、薬機法）第 42 条 2 項に基づく「化粧品基準」（平成 12 年厚生省告示第 331 号）では、水銀及び水銀化合物を化粧品に配合してはならないと規定しています。薬機法第 62 条で準用する同法第 56 条の規定により、この基準に適合しない化粧品を販売又は授与の目的で製造することは禁止されています。例えば、個人又は自社で実施する研究の目的のために水銀又は水銀化合物を含有する化粧品を製造することは、薬機法では規制されていません。

表 特定水銀使用製品、規制開始日及び主務大臣（続き）

特定水銀使用製品	規制開始日		主務大臣
	平成 30 年 1 月 1 日	令和 2 年 12 月 31 日	
(9) 気圧計（電気式のものを除く。）	—	●	経済産業大臣
(10) 湿度計（電気式のものと及び(12)イに掲げるガラス製温度計を部品として用いて製造されるものを除く。）	—	●	
(11) 圧力計（電気式のものの、230 度以上の温度で計ることができるダイヤフラム式圧力計であって目量（計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 2 条第 2 号イ（1）に規定する目量をいう。以下同じ。）が 5 メガパスカル以下のものと及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件の下で計ることができる真空計であって次に掲げるものを除く。） イ 計ることのできる最大の圧力（絶対圧力をいう。ロにおいて同じ。）が 1,300 パスカル以下であって、目量が 300 パスカル以下のマクラウド真空計 ロ 計ることのできる最大の圧力が 66,000 パスカル以下であって、目量が 200 パスカル以下の U 字管真空計	—	●	
(12) 温度計（電気式のものと及びガラス製温度計であって次に掲げるもの（体温計であるものを除く。）を除く。） イ 計ることのできる最高の温度が 300 度以下のものであって、目量が 0.5 度以下のもの（ハに該当するものを除く。） ロ 計ることのできる最高の温度が 300 度を超え 500 度以下のものであって、目量が 2 度以下のもの（ハに該当するものを除く。） ハ 塩酸、硫酸その他の腐食性の高い薬品の温度を計ることができるものであって、計ることのできる最高の温度が 200 度を超え 500 度以下のもののうち、目量が 2 度以下のもの	—	●	○ 下記以外の温度計： 経済産業大臣 ○ 専ら人に用いる体温計： 厚生労働大臣・経済産業大臣 ○ 専ら動物に用いる体温計： 農林水産大臣
(13) 血圧計（電気式のものを除く。）	—	●	○ 専ら人に用いる血圧計： 厚生労働大臣・経済産業大臣 ○ 専ら動物に用いる血圧計： 農林水産大臣

- 製造の許可等を受けるための準備行為開始日：平成 29 年 7 月 1 日
- 規制開始日、法第 5 条～第 12 条等の規定の施行：平成 30 年 1 月 1 日
- 製造の許可等を受けるための準備行為開始日：令和 2 年 7 月 1 日
- 規制開始日：令和 2 年 12 月 31 日

H29 ↓ H29 H30 ↓ H30 H31 H31 H32 H32 H33 ↓ H33 H33 ↓											法令に基づく手続
①		製造・輸入 《 → 組込製造》									・ 法第 6 条第 1 項に基づく許可申請
	⑥	⑥ 製造・輸入 《 → 組込製造》									《法第 12 条ただし書》 ・ 外為法に基づく輸入承認※
②		製造許可 → 用途変更									法第 9 条第 1 項に基づく許可申請
		製造許可 → 用途変更									
③		製造許可 → 名称変更									法第 9 条第 2 項に基づく届出
		製造許可 → 名称変更									
④		製造許可 → 承継									法第 11 条第 2 項に基づく届出
		製造許可 → 承継									
⑤	製造・輸入	組込製造									法附則第 3 条に基づく承認
		組込製造									
		製造・輸入 → 組込製造									令附則第 4 条に基づく承認

- ① 特定水銀使用製品の製造の許可【P. 10～20】
- ② 特定水銀使用製品の用途変更の許可【P. 21】
- ③ 特定水銀使用製品に係る変更の届出【P. 22】
- ④ 許可製造者の地位の承継の届出【P. 23～24】
- ⑤ 既に製造又は輸入された特定水銀使用製品に係る承認【P. 25～29】
- ⑥ 特定水銀使用製品の製造の許可等を受けるための準備行為【P. 6、14、27】

※外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、外為法）に基づく輸出入承認については、以下を御参照ください。

●特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品の輸出入管理

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/08_minamata/index.html

Ⅱ 特定水銀使用製品に係る手続

1 特定水銀使用製品の製造の許可・特定水銀使用製品の使用の制限

（特定水銀使用製品の製造の許可）

法第六条 特定水銀使用製品を製造しようとする者は、その種類ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 製造しようとする特定水銀使用製品の種類及びその数量
- 三 製造しようとする特定水銀使用製品の用途
- 四 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

（欠格事由）

法第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 二 第十条の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
- 三 心身の故障により特定水銀使用製品の製造を適正に行うことができない者として主務省令で定める者
- 四 法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

（許可の基準）

法第八条 主務大臣は、第六条第一項の許可の申請に係る特定水銀使用製品が条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

（特定水銀使用製品の使用の制限）

法第十二条 何人も、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならない。ただし、当該特定水銀使用製品が第六条第一項の許可を受けて製造された特定水銀使用製品又は外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の承認を受けて輸入された特定水銀使用製品であって、当該許可又は承認に係る用途に用いられる場合は、この限りでない。

（１）特定水銀使用製品の製造の許可を必要とする者

特定水銀使用製品を前述の規制開始日以降に製造しようとする者は、主務大臣の許可を受ける必要があります（法第 6 条）。反復継続しない単発行為としての製造であっても、その数量の多寡にかかわらず、主務大臣の許可を受ける必要があります。主務大臣は、申請書及び添付書類の記載内容から、水俣条約で認められた用途（次項（２）『「条約で認められた用途」について』参照）のために製造されることが確実であると認められなければ、許可をすることができません（法第 8 条）。許可には、有効期間を定めることになります。

また、製造の許可を受けて製造した特定水銀使用製品又は外為法の輸入の承認を受けて輸入した特定水銀使用製品でなければ、原則として（P. 25～29 参照）、それを部品として他の製品の製造に用いることはできません（法第 12 条）。

製造の許可又は変更の許可を受けずに特定水銀使用製品を製造した者や、偽りその他不正の手段により許可又は変更の許可を受けた者は、３年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されます（法第 32 条第 1 号～第 3 号）。

製造の許可や変更の許可を受けずに特定水銀使用製品を製造した場合、又は用途適合承認を受けずに特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いた場合、当該特定水銀使用製品の製造者に対し、製品の回収や、製品回収のための周知活動等、特定水銀使用製品による環境の汚染を防止するために必要な措置をとるよう命ぜられることがありますので、ご注意ください。

なお、法の違反等の欠格事由に該当する者は許可を受けることはできず、欠格事由に該当するに至った場合や不正の手段により許可を受けた場合には、当該許可が取り消されます（法第 7 条）。

（２）「条約で認められた用途」について

＜条約で認められた用途＞

- ア. 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品
- イ. 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品
- ウ. 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）並びに計測器
- エ. 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品
- オ. 保存剤としてのチメロサルを含むワクチン
- カ. 非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるもの）

法において条約の「水銀添加製品」を定義する際は「水銀等が使用されている製品」を「水銀使用製品」と定義しました。条約上の水銀添加製品の定義が部品を含むことも踏まえ、「水銀使用製品」は部品も含む概念とされます。なお、「水銀等が使用されている」とは、水銀等が特定の目的のために意図的に用いられている状態を指

し、不純物として非意図的に微量の水銀等が含有されている場合は含みません。

(2)－1 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品

○国の防衛、治安の維持、国民の生命・身体・財産の保護等のための活動で使用する製品を想定しています。ただし、これらの活動を行う組織が使用する製品であっても、市民の保護等とは直接的に関係がない用途で使用する一般的な製品（例：事務室の照明ランプ等）は「不可欠な製品」には該当しません。

(2)－2 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品

○研究室等で使用する製品であっても、研究等とは直接的に関係がない用途で使用する一般的な製品（例：事務室の照明ランプ等）は「研究を目的とする製品」等には該当しません。

○「研究」とは、官公立、民間を問わず学校、研究所、試験所、検査機関における試験、実験、研究、開発、検査等の行為を想定しています。

○「計測器の校正」とは、計測器の指示値と標準によって実現される値との間の関係を確定する一連の作業（トレーサビリティが確保された標準による作業を含む。）を想定しています。

○「参照の標準」とは、計器、実量器又は標準物質を校正又は検査するために用いる標準を想定しています。

(2)－3 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）並びに計測器

○規制開始日前に製造された製品の交換用部品（部品交換・維持管理・改修等）であって、例えば口金カスタム仕様であるなどにより無水銀の製品（水銀含有基準があるものは基準適合品）に交換のきかないものなどは、「水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない」ものに該当する可能性があります。個別の状況に照らし都度判断します。一方、日本国内の規制開始日以降に（国外で）製造される製品の交換用のものは、該当しないものとして取り扱います。

○「電子ディスプレイ」とは、テレビジョン受信機、電子機器（デジタルカメラ、カーナビゲーションシステム等）の表示部、産業用機械の制御盤における表示部等を指すと考えられます。蛍光ランプやディスプレイ装置の製造事業者の間では、「図形・文字・画像等を表示する、表示部が電子部品で構成された表示装置」を意味する用語として一般的に用いられています。パソコンのモニタ等の独立して売買の対象となる製品そのものに限られず、工作機械の制御盤の表示部等の、他の製品の一部も含みます。

(2)－4 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品

○「伝統的な慣行」としては、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 2 条第 1 項各号に規定する文化財の修復・復元等や、伝統的な技術・技法が用いられた建造

物、絵画、彫刻、工芸品等の建造・制作・創作・模写・模造・修復・復元等が想定されます。

- 「宗教上の実践」としては、宗教団体が特に宗教上の行為、儀式行事及び教誨（きょうかい）等のために使用する物品等が想定されます。

（２）－５ 保存剤としてのチメロサルを含むワクチン

- 「保存剤としてのチメロサルを含むワクチン」は、水俣条約附属書の適用除外となっています。駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤に関してそれ以外の適用除外は条約上明文化されておらず、チメロサルを駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤として使用する場合は、条約の規制対象となり得ます。条約附属書における「殺生物剤」には、医薬品及びワクチン中の保存剤を含みません。
- チメロサルを保存剤以外の目的で医薬品に使用している例も確認されていますが（アレルギー検査薬におけるアレルゲン）、これについては、駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤には該当せず、水俣条約の適用対象外です。

（２）－６ 非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるもの）

- 「非電気式の」とは、製品の利用に当たって電気を用いない方式のものを指すと考えられます。「電気式の計測器」は、何か少しでも電気を使っているものまで含まれていると解釈するのは適当ではなく、計測するために電気式とする必要があるものを指すと考えられます。測定のために電気式であることを要しない製品は「電気式」に該当せず、特定水銀使用製品に該当します。
- 「水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において大規模な装置に取り付けられたもの…を除く。」については、同一の製品であっても取り付ける対象となる装置等によって代替製品の利用可能性に差異が生じ得、当該規定による適用除外の範囲を外形的に判断することが困難であるため、審査時において当該規定に該当するかどうかを判断することとしています。「大規模な装置」とは、工場、発電所・変電所、船舶等で使用される大規模な装置であって、電気を使わずに正確・適切に測定できる水銀使用計測器が必要となるものを想定しています。
- 「水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において…高精密度の測定に使用されるものを除く。」については、条約では明確な規定がありませんが、我が国においては、測定対象物の温度、圧力等の条件（例えば、高温、高圧若しくは当該装置が激しい振動を発する場合又は反応性の高い薬品等を使用する製造工程の近傍などの特殊な環境下にある場合）に応じて要求される精密度に鑑みて、水銀を含まない適当な代替製品では達成できないものをいうこととして解釈することとしています。

（３） 特定水銀使用製品であるリレーの規制措置の運用について

特定水銀使用製品のうち、「スイッチ及びリレー」については、スイッチを部品としてリレーの製造に用いる関係にあります。スイッチを部品としてリレーを製造する

場合、本来は法第 12 条の用途適合承認だけでなく、リレーの製造について、法第 6 条の製造許可を受けなければなりません。しかしながら、法第 12 条と法第 6 条の申請は、審査内容が共通するため、法第 6 条の申請を省略し、法第 12 条の申請のみを行ってもよいこととします。

(4) 申請手続

ア. 本手引き P. 14～20 に従って特定水銀使用製品製造許可申請書及び必要な添付書類を作成し、主務大臣（経済産業大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣）宛てに提出してください。申請書の宛先は、様式の「主務大臣 殿」のままにせず、「経済産業大臣 ○○ ○○ 殿」のように書き換えてください（P. 16 記載要領参照）。主務大臣は、特定水銀使用製品ごとに P. 7～8 の表のとおり整理されます。複数の主務大臣が存在する特定水銀使用製品（P. 8 の表の(12)及び(13)の場合）にあっては、完全に同じ内容の申請書及び添付書類（必要な場合は、登記事項証明書又は戸籍謄本を含む。）を各大臣宛てに提出してください。

提出は、郵送でも差し支えありません。審査の過程で、申請内容の説明のためにお越しいただくこともあります。

（連絡先・郵送先）

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

直通電話 03-3501-0080

厚生労働省 医政局 経済課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

直通電話 03-3595-2421

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話 03-3502-8111（内線4531）

イ. 申請は、特定水銀使用製品の種類ごとに必要になりますので、許可を受けた製品とは異なる種類の特定水銀使用製品を製造しようとする場合は、改めて申請してください。

○「種類」とは、社会通念上、構造、性質、目的等が共通すると認められる分類のことをいいます。したがって、令第1条では同じ品目の特定水銀使用製品に該当する場合であっても、製品の構造、性質、目的等が異なる製品であると客観的に認められる場合は、異なる種類の特定水銀使用製品として取り扱います。

一方、名称や型式（型番）等が異なっても、構造、性質、目的等に本質的な差異がない製品（例：色違いの製品等）については、同じ種類の製品として取り扱います。

○型式がないものについては、空欄で構いません。

ウ. 申請は、特定水銀使用製品の種類に応じた規制開始日の6か月前から行うことができます（令附則第2条第1項及び第3条第1項）。ただし、主務大臣による許可

は、当該規制開始日以降に実施します。

<特定水銀使用製品製造許可申請に必要な書類一覧>

	必要書類	説明 の頁	記載例 等の頁
申請書	表紙「特定水銀使用製品製造許可申請書」（様式第一）	P. 16	P. 16, 31
添付書類	特定水銀使用製品の種類を説明した書面（別添１）	P. 17	P. 37
	特定水銀使用製品の用途を説明した書面（別添２）	P. 17-18	P. 38
	特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが 確実であることを確認できる書面（別添３）	P. 18	P. 39-43
	申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人 及びその法人の業務を行う役員）が法第７条各号に該当 しないことを証する書面（別添４）	P. 20	P. 44
	申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及 び登記事項証明書	P. 20	

提出の際はこの順番に束ねてください。

(5) 特定水銀使用製品製造許可申請書の記載要領

特定水銀使用製品製造許可申請書 〇〇年〇月〇日 経済産業大臣 〇〇 〇〇 殿 (郵便番号) 123-4567 住所 県霞が関市日本八丁目9番10号 氏名 株式会社水銀使用製品製造所 代表取締役 製造 一郎 水銀による環境の汚染の防止に関する法律第6条第1項の許可を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり申請します。 <table border="1"> <tr> <td>特定水銀使用製品の種類</td> <td>圧力計 (細目：液柱形圧力計)</td> </tr> <tr> <td>特定水銀使用製品の名称及び型式</td> <td>液柱型圧力計 (HGPG-99、HGPG-99S)</td> </tr> <tr> <td>特定水銀使用製品の製造予定数量</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>特定水銀使用製品の用途</td> <td>圧力計の校正</td> </tr> <tr> <td>その他参考となるべき事項</td> <td>別添のとおり</td> </tr> </table> 備考 1 法人にあっては、申請書の末尾に当該申請に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。 2 別紙として以下の書類を添付すること。 (1) 特定水銀使用製品の種類を説明した書面 (2) 特定水銀使用製品の用途を説明した書面 (3) 申請に係る特定水銀使用製品が、上表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途に用いられることが確実であることを確認できる書面 (4) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第7条各号に該当しないことを証する書面 (5) 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 担当部署 水銀使用製品製造課 担当者 製造 太郎 電話番号 123(456)7890		特定水銀使用製品の種類	圧力計 (細目：液柱形圧力計)	特定水銀使用製品の名称及び型式	液柱型圧力計 (HGPG-99、HGPG-99S)	特定水銀使用製品の製造予定数量	5台	特定水銀使用製品の用途	圧力計の校正	その他参考となるべき事項	別添のとおり	住所は登記事項証明書又は住民登録上の表記に基づき記入。 特定水銀使用製品を製造しようとする者の名称及び代表者の氏名（法人の場合）又は氏名（個人の場合）を記入。 令第1条各号に掲げられた品目うち該当するものを記入。 上に記入した品目の詳細な分類を記入。日本標準商品分類や日本工業規格に準じて記入することが望ましい。 型式がない場合は特定水銀使用製品の名称のみで可（注1）。 用途の妥当性等を判断するための情報として記入。製造数量を厳格に管理するための情報ではないため、概数で可。 「条約で認められた用途」に該当するかどうかを判断するための情報を記入。 特記する事項がない場合は、空欄で可（注2）。 申請書の備考2に基づき、当該申請に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載。
特定水銀使用製品の種類	圧力計 (細目：液柱形圧力計)											
特定水銀使用製品の名称及び型式	液柱型圧力計 (HGPG-99、HGPG-99S)											
特定水銀使用製品の製造予定数量	5台											
特定水銀使用製品の用途	圧力計の校正											
その他参考となるべき事項	別添のとおり											

注1：「特定水銀使用製品の名称及び型式」については、名称の後に括弧書きで型番を付記してください。

注2：この申請書及び添付書類内において、申請書の備考2に掲げる書類の他に「別紙」という表現は用いないでください。

(6) 許可申請に係る添付書類

(特定水銀使用製品の製造の許可の申請)

省令第二条 法第六条第二項の規定により同条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に次の書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 特定水銀使用製品の種類を説明した書面
 - 二 特定水銀使用製品の用途を説明した書面
 - 三 特定水銀使用製品が申請に係る用途に用いられることが確実であることを確認できる書面
 - 四 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第七条各号に該当しないことを証する書面
 - 五 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書
- 2 法第六条第二項第四号の主務省令で定める事項は、製造しようとする特定水銀使用製品の名称及び型式とする。

- ア. 特定水銀使用製品の種類を説明した書面 【P. 19 参照】
- イ. 特定水銀使用製品の用途を説明した書面 【P. 19 参照】
- ウ. 特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であることを確認できる書面 【P. 19 参照】
- エ. 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第7条各号に該当しないことを証する書面
- 申請者等が法第7条の各号に該当しない者である旨を宣誓した書面【P. 44 参照】を添付してください。
- オ. 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書
- 定款及び発行日から3か月以内の登記事項証明書を添付してください。
- ※ エ及びオの書類は、同一者が、複数の種類の特定水銀使用製品について同時に申請する場合、申請件数にかかわらず、それぞれ1通とすることは可能です。

(6) - 1 特定水銀使用製品の種類を説明した書面

製造しようとする特定水銀使用製品が、令第1条で定める特定水銀使用製品に該当する根拠として必要な仕様を明示してください。申請に係る名称及び型式が複数ある場合は、その名称及び型式ごとに仕様を記載し、それらの差異を明示してください。

なお、製品の構造、性質、目的等が申請に係る名称及び型式ごとに異なると認められる場合は、申請に係る種類（細目）が同じであっても、異なる種類の特定水銀使用製品として、その名称及び型式ごとに別途申請が必要となります。

(6) - 2 特定水銀使用製品の用途を説明した書面

製造しようとする特定水銀使用製品の用途を具体的に説明してください。また、水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合においては、理由を含めその旨を記載してください。

(6) - 3 特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であることを確認できる書面

申請に係る特定水銀使用製品を申請した用途に用いることが確実である旨を記載してください。また、申請した用途に用いられない余剰分について、適切に処分する旨を記載してください。

当該特定水銀使用製品を譲渡又は販売する場合は、相手方が最終的に申請した用途に用いることを事前・事後に確認する旨を記載してください。この場合においては、申請者が行う措置と同等の措置を相手方においても講じることを、あらかじめ書面【P. 42、43 参照】にて確認し、それを併せて提出することが必要です。

(7) 許可審査基準

(許可の基準)

第八条 主務大臣は、第六条第一項の許可の申請に係る特定水銀使用製品が条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

法第6条第1項に定める特定水銀使用製品の製造の許可に際しては、申請書及び添付書類の記載内容について、以下の基準に基づき審査します。

(7) - 1 特定水銀使用製品製造許可申請書

- 省令に定められた様式かどうか。
- 「申請者」の欄について、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）が記載されていること。
- 「特定水銀使用製品の種類」の欄について、令第1条で定める特定水銀使用製品の種類及びその細目（日本標準商品分類（総務庁統計局、平成2年6月改定）における最も詳細な分類又はこれと同等程度の詳細な分類（例：当該製品を規定した日本工業規格による分類）をいう。以下同じ。）が記載されていること。「ア. 特定水銀使用製品の種類を説明した書面」と同様の種類（細目を含む）が記載されていること。
- 「特定水銀使用製品の名称及び型式」の欄について、「特定水銀使用製品の種類」の欄で記載した特定水銀使用製品のうち、許可申請の対象となる具体的製品を特定できる記載になっていること。
- 「特定水銀使用製品の製造予定数量」の欄について、申請に係る特定水銀使用製品の用途に鑑みて、過大なものになっていないこと（用途の妥当性等を判断するための情報であり、製造数量を厳格に管理するための情報ではないことに留意）。
- 「特定水銀使用製品の用途」の欄は、「条約で認められた用途」に適合するものであること（P. 11 の『「条約で認められた用途」について』参照）。「イ. 特定水銀使用製品の用途を説明した書面」と同様の用途が記載されていること。
- 「その他参考となるべき事項」の欄は、必要に応じて参照し審査の参考とする。当

該欄自体は審査の対象ではなく、特記する事項がない場合は、空欄でよい。

(7) - 2 特定水銀使用製品の種類を説明した書面

- 特定水銀使用製品製造許可申請書の「特定水銀使用製品の種類」及び「特定水銀使用製品の名称及び型式」に記載された内容を詳述する内容になっていること。
- 令第1条で定める特定水銀使用製品に該当することが明らかになっていること。
- 申請に係る名称及び型式が複数ある場合は、その名称及び型式ごとの差異が明らかにされていること。

(7) - 3 特定水銀使用製品の用途を説明した書面

- 特定水銀使用製品製造許可申請書の「特定水銀使用製品の用途」に記載された内容を詳述する内容になっていること。
- 「条約で認められた用途」に適合することが明らかになっていること（P.11の『「条約で認められた用途」について』参照）。

(7) - 4 特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であることを確認できる書面

- 申請に係る特定水銀使用製品を、申請者が自ら特定水銀使用製品製造許可申請書の「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途（以下「申請用途」という。）で用いる場合は、当該特定水銀使用製品（ただし、必要な措置を講じた上で他者に譲渡又は販売（以下「譲渡等」という。）するものを除く。）を申請用途に用いることが確実であること。最終的に自ら用いない余剰分について、適切に処分することとしていること。
- 申請に係る特定水銀使用製品を、特定水銀使用製品を使用する者（以下「使用者」という。）に譲渡等する場合は、使用者が当該特定水銀使用製品を申請用途で用いることについて、使用者に対してあらかじめ確認することとしていること。申請者が、使用者が実際に申請用途で用いているかどうかの事後の確認を実施することとしていること。使用者が、申請用途以外の用途で特定水銀使用製品を用いていることが明らかになった場合には、申請者は当該特定水銀使用製品の供給を停止することとしていること。最終的に申請用途に用いられない余剰分について、適切に処分することとしていること。
- 申請に係る特定水銀使用製品を、他者に譲渡等する販売代理店その他の仲介者（以下「仲介者等」という。）に譲渡等する場合は、当該特定水銀使用製品が最終的に申請用途で用いられることについて、申請者が仲介者等に対してあらかじめ確認することとしていること（特定水銀使用製品が申請用途で用いられることを確保するために申請者が仲介者等に対して行う措置と同等の措置を仲介者等において講じることとしていることを、申請者が仲介者等に対して確認することとしていること）。仲介者等が、申請用途以外の用途で特定水銀使用製品を用いる者に特定水銀使用製品を譲渡等していることが明らかになった場合には、申請者は当該特定水銀使用製品の供給を停止することとしていること。最終的に申請用途に用いられない余剰分

について、適切に処分することとしていること。

(7)－5 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第7条各号に該当しないことを証する書面

○申請者が法第7条各号に該当しないことが明らかになっていること。

(7)－6 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書

○特定水銀使用製品製造許可申請書の「申請者」の欄に記載された内容と相違なきこと。

(8) 主務大臣による許可の実施

主務大臣は、審査により許可の基準を満たしていると認める場合は、申請者に許可した旨の文書を交付します。変更の許可申請の場合も、同様に文書を交付します。

(9) 許可の有効期間

（特定水銀使用製品の製造の許可）

第六条 特定水銀使用製品を製造しようとする者は、その種類ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 製造しようとする特定水銀使用製品の種類及びその数量
- 三 製造しようとする特定水銀使用製品の用途
- 四 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

特定水銀使用製品の製造は、条約で認められた用途のために限定的に行われるものであることから、その種類や用途等に応じて異なる有効期間を設定することを想定しています。例えば、ある時点で代替製品が利用可能でないと判断された場合であっても、その後の技術開発等により代替製品が利用可能となる場合があること、また、長期間の製造の中断があった場合にはその製造の必要性や用途が明らかではないと考えられることも勘案することになります。

具体的な有効期間については、許可時点におけるそれぞれの製品の使用実態や技術的代替可能性を踏まえ、製品ごとに適当な期間を設定するため、一概には言えませんが、おおむね数年程度（例えば5年）とすることが想定されます。

2 許可後の手続

(1) 変更の許可・届出

(1) - 1 変更の許可申請

(変更の許可等)

法第九条 許可製造者は、第六条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

2 許可製造者は、第六条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(用途変更の許可の申請)

省令第三条 法第九条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、別記様式第二による申請書に前条第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

①変更の許可が必要な場合

製造の許可を受けた特定水銀使用製品の用途を変更しようとするときは、製造の許可の場合と同様に、事前に特定水銀使用製品製造変更許可申請書【P. 32 参照】により申請を行い、変更の許可を受ける必要があります（法第9条第1項）。

②変更の許可申請の添付書類

以下の添付書類（変更後の書類）が必要です。

○特定水銀使用製品の用途を説明した書面【P. 38 参照】

○申請に係る特定水銀使用製品が、申請書の「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いられることが確実であることを確認できる書面【P. 39～43 参照】

③事前の相談について

許可を受けずに法第6条第2項第3号に掲げる変更をした場合には法律違反となりますので、軽微な変更であっても事前に P. 14 に記載の連絡先に御相談ください。

(1) - 2 変更の届出

(変更の許可等)

法第九条 許可製造者は、第六条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

2 許可製造者は、第六条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(氏名等変更の届出)

省令第四条 法第九条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、別記様式第三による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、法人にあっては、その法人の登記事項証明書を添えなければならない。

①変更の届出が必要な場合

氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）に変更があったときは、その旨の変更の届出【P. 33 参照】を行ってください。（法第9条第2項）

②事前の相談について

変更の内容によっては、届出ではなく許可申請が必要となる場合もありますので、事前に P. 14 に記載の連絡先に御相談ください。

(2) 承継の届出

(承継)

法第十一条 許可製造者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定水銀使用製品の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可製造者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(承継の届出)

省令第五条 法第十一条第二項の規定により許可製造者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第四による届出書に次の書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 法第十一条第二項の規定により許可製造者の地位を承継した相続人であって、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、別記様式第五による書面及び戸籍謄本
- 二 法第十一条第二項の規定により許可製造者の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあつては、別記様式第六による書面及び戸籍謄本
- 三 法第十一条第二項の規定により合併又は分割によって許可製造者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書許可製造者は、第六条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

①承継の届出が必要な場合

相続や合併等によって、許可製造者の地位を承継した場合は、許可製造者地位承継届出書【P. 34 参照】に戸籍謄本又は登記事項証明書を添えて、その旨を届け出る必要があります。氏名又は名称及び住所（法人にあつては、その代表者の氏名）に変更があった場合、変更の届出【P. 33 参照】を行ってください。（法第 11 条第 2 項）

②事前の相談について

承継の内容によって届出書その他の必要書類が異なりますので、事前に P. 14 に記載の連絡先に御相談ください。

(3) 主務大臣による許可の取消し等

(許可の取消し)

法第十条 主務大臣は、許可製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第七条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 不正の手段により第六条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。
- 三 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

(欠格事由)

法第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 二 第十条の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
- 三 心身の故障により特定水銀使用製品の製造を適正に行うことができない者として主務省令で定める者
- 四 法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

主務大臣は、許可製造者が次のような事項に該当するときは、許可の取消し、業務の停止などの処分を行います。

- ・ この法律に基づく処分等に違反したとき。
- ・ 心身の故障により特定水銀使用製品の製造を適正に行うことができない者として主務省令で定める者に該当することとなったとき。¹
- ・ 不正の手段により法第6条第1項又は法第9条第1項の許可を受けたとき。
- ・ 変更許可を受けないで変更したとき。

¹ 法第7条第3号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により特定水銀使用製品の製造の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。（省令第2条第3項）

3 既に製造又は輸入された特定水銀使用製品に係る承認

（経過措置）

法附則第三条 第十二条の規定の施行の日前に製造され、又は輸入された特定水銀使用製品であって、当該特定水銀使用製品の使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、同条の規定は、適用しない。

（特定水銀使用製品の使用の制限）

法第十二条 何人も、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならない。ただし、当該特定水銀使用製品が第六条第一項の許可を受けて製造された特定水銀使用製品又は外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の承認を受けて輸入された特定水銀使用製品であって、当該許可又は承認に係る用途に用いられる場合は、この限りでない。

（特定水銀使用製品の使用の制限に関する経過措置）

令附則第四条 法第十二条の規定の施行の日（平成三十年一月一日）から附則第一条第四号に定める日前までの間に製造され、又は輸入された前条第一項に規定する特定水銀使用製品であって、当該特定水銀使用製品の使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、法第十二条の規定は、適用しない。

(1) 特定水銀使用製品に係る承認を必要とする者

規制開始日より前に製造又は輸入された特定水銀使用製品を規制開始日以降に部品として他の製品の製造に用いる者は、当該特定水銀使用製品の使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る主務大臣の承認を受ける必要があります。具体的には、以下のとおりです。

○規制開始日が平成 30 年 1 月 1 日である特定水銀使用製品（P. 7 参照）の場合

平成 30 年 1 月 1 日より前に製造又は輸入された当該製品を平成 30 年 1 月 1 日以降に部品として他の製品の製造に用いようとする場合は、法附則第 3 条に基づく用途適合承認を受ける必要があります。承認申請書には、別添 5 の様式をお使いください。

○規制開始日が令和 2 年 12 月 31 日である特定水銀使用製品（P. 7～8 参照）の場合

- ・平成 30 年 1 月 1 日より前に製造又は輸入された当該製品を令和 2 年 12 月 31 日以降に部品として他の製品の製造に用いようとする場合は、法附則第 3 条に基づく用途適合承認を受ける必要があります。承認申請書には、別添 5 の様式をお使いください。
- ・平成 30 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 30 日までの間に製造又は輸入された当該製品を令和 2 年 12 月 31 日以降に部品として他の製品の製造に用いようとする場合は、令附則第 4 条に基づく用途適合承認を受ける必要があります。承認申請書には、別添 6 の様式をお使いください。

この規定に違反した者は、3 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処され、又はこれらが併科されます（法第 32 条第 3 号）。

製造の許可や変更の許可を受けずに特定水銀使用製品を製造した場合、又は用途適合承認を受けずに特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いた場合、当該特定水銀使用製品の製造者に対し、製品の回収や、製品回収のための周知活動等、特定水銀使用製品による環境の汚染を防止するために必要な措置をとるよう命ぜられることがありますので、ご注意ください。

(2) 申請手続

ア. 本手引き P. 28～29 に従って特定水銀使用製品の用途適合承認申請書及び必要な添付書類を作成し、主務大臣（経済産業大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣）宛てに提出してください。申請書の宛先は、様式の「主務大臣 殿」のままにせず、「経済産業大臣 ○○ ○○ 殿」のように書き換えてください（P. 16 記載要領参照）。主務大臣は、特定水銀使用製品ごとに P. 7～8 の表のとおり整理されます。複数の主務大臣が存在する特定水銀使用製品（P. 8 の表の(12)及び(13)の場合）にあつては、完全に同じ内容の申請書及び添付書類（必要な場合は、登記事項証明書を含む。）を各大臣宛てに提出してください。

提出は、郵送でも差し支えありません。審査の過程で、申請内容の説明のためにお越しいただくこともあります。連絡先・郵送先は、P. 14 を御参照ください。

イ. 申請は特定水銀使用製品の種類ごとに必要になりますので、承認を受けた製品とは異なる種類の特定水銀使用製品を使用しようとする場合は、改めて申請してください。

なお、特定水銀使用製品の種類が同じであれば、例えば複数年にわたってこれを他の製品の製造に用いる場合も、1 件の申請とすることができます。

○「種類」とは、社会通念上、構造、性質、目的等が共通すると認められる分類のことをいいます。したがって、令第 1 条では同じ品目の特定水銀使用製品に該当する場合であっても、製品の構造、性質、目的等が異なる製品であると客観的に認められる場合は、異なる種類の特定水銀使用製品として取り扱います。

一方、名称や型式（型番）等が異なっても、構造、性質、目的等に本質的な差異がない製品（例：色違いの製品等）については、同じ種類の製品として取り扱います。

○型式がないものについては、空欄で構いません。

ウ. 申請は、特定水銀使用製品の種類に応じた規制開始日の 6 か月前から行うことができます（令附則第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項）。ただし、主務大臣による承認は、当該規制開始日以降に実施します。

＜特定水銀使用製品に係る承認申請に必要な書類一覧＞

	必要書類	説明 の頁	記載例 等の頁
申請書	表紙「特定水銀使用製品の用途適合承認申請書」（申請に係る特定水銀使用製品及びその製造又は輸入の時期によって別添5又は別添6）	P. 28	P. 45 P. 46
添付書類	特定水銀使用製品の種類を説明した書面（別添1）	P. 28	P. 37
	特定水銀使用製品の用途を説明した書面（別添2）	P. 28	P. 38
	申請に係る特定水銀使用製品が、申請書の「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いられることが確実であることを確認できる書面（別添3）	P. 28	P. 39-43
	特定水銀使用製品の製造又は輸入の時期を証する書面	P. 28	
	申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書	P. 28	

提出の際はこの順番に束ねてください。

（３）特定水銀使用製品の用途適合承認申請書の記載要領

特定水銀使用製品製造許可申請書に準じて記載してください。【P. 16 参照】ただし、「特定水銀使用製品の用途」については、申請に係る特定水銀使用製品をどのような製品の製造に部品として用いるのか、簡潔に記載してください。

（４）承認申請に係る添付書類

ア. 特定水銀使用製品の種類を説明した書面 【P. 17 参照】

イ. 特定水銀使用製品の用途を説明した書面

○申請に係る特定水銀使用製品をどのような製品の製造に部品として用いるのか（どのような製品に組み込むのか）を具体的に説明してください。また、水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合においては、理由を含めてその旨を記載してください。

ウ. 特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であることを確認できる書面 【P. 18 参照】

エ. 特定水銀使用製品の製造又は輸入の時期を証する書面

○申請に係る特定水銀使用製品を製造又は輸入した事実及びその時期を証明するに足りる書面を添付してください。

オ. 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書

○定款及び発行日から3か月以内の登記事項証明書を添付してください。

○同一者が、複数の種類の特定水銀使用製品について同時に申請する場合、申請件数にかかわらず、1通とすることは可能です。

(5) 承認審査基準

法附則第3条又は令附則第4条の規定による既に製造又は輸入された特定水銀使用製品に係る承認に際しては、申請書及び添付書類の記載内容について、以下の基準に基づき審査します。

(5)－1 特定水銀使用製品の用途適合適用承認申請書

○特定水銀使用製品の製造の許可の基準に準じて審査します。【P. 18～20 参照】

(5)－2 特定水銀使用製品の種類を説明した書面【P. 19 参照】

(5)－3 特定水銀使用製品の用途を説明した書面【P. 19 参照】

(5)－4 特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが確実であることを確認できる書面 【P. 19～20 参照】

(5)－5 特定水銀使用製品の製造又は輸入の時期を証する書面

○法附則第3条に係る申請については、特定水銀使用製品の製造又は輸入の時期が、法第12条の施行の日（平成30年1月1日）以前であることが明らかになっているか。

○令附則第4条に係る申請については、特定水銀使用製品の製造又は輸入の時期が、法第12条の施行の日（平成30年1月1日）から令附則第1条第4号に定める日（令和2年12月31日）前までの間であることが明らかになっているか。

(5)－6 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書

○特定水銀使用製品の用途適合承認申請書の「申請者」の欄に記載された内容と相違なきこと。

Ⅲ 資料

- 1 特定水銀使用製品製造許可申請書（省令様式第一）（法第6条第1項関係）
- 2 特定水銀使用製品製造変更許可申請書（省令様式第二）（法第9条第1項関係）
- 3 特定水銀使用製品変更届出書（省令様式第三）（法第9条第2項関係）
- 4 許可製造者地位承継届出書（省令様式第四）（法第11条第2項関係）
- 5 許可製造者相続同意証明書（省令様式第五）（法第11条第2項関係）
- 6 許可製造者相続証明書（省令様式第六）（法第11条第2項関係）
- 7 特定水銀使用製品の種類説明書（別添1）
- 8 特定水銀使用製品の用途説明書（別添2）
- 9 特定水銀使用製品の用途確認書（別添3）
 - （1）申請者が自ら用いる場合の記載例
 - （2）申請者が自ら販売する場合の記載例
 - （3）申請者が仲介者（販売代理店や商社等）に販売する場合の記載例
 - （4）使用者から申請者宛ての確認書の記載例
 - （5）仲介者（販売代理店や商社等）から申請者宛ての確認書の記載例
- 10 宣誓書（別添4）（法第7条関係）
- 11 特定水銀使用製品の用途適合承認申請書（別添5）（法附則第3条関係）
- 12 特定水銀使用製品の用途適合承認申請書（別添6）（令附則第4条関係）

様式第一（省令第二条関係）

特定水銀使用製品製造許可申請書

年 月 日

主務大臣 殿

申請者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第6条第1項の許可を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり申請します。

特定水銀使用製品の種類	(細目：)
特定水銀使用製品の名称及び型式	
特定水銀使用製品の製造予定数量	
特定水銀使用製品の用途	
その他参考となるべき事項	

備考

- 1 法人にあっては、申請書の末尾に当該申請に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 別紙として以下の書類を添付すること。
 - (1) 特定水銀使用製品の種類を説明した書面
 - (2) 特定水銀使用製品の用途を説明した書面
 - (3) 申請に係る特定水銀使用製品が、上表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途に用いられることが確実であることを確認できる書面
 - (4) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第7条各号に該当しないことを証する書面
 - (5) 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二（省令第三条関係）

特定水銀使用製品製造変更許可申請書

年 月 日

主務大臣 殿

申請者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第9条第1項の許可を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。

変更に係る許可の番号		
特定水銀使用製品の種類		（細目： ）
特定水銀使用製品の名称及び型式		
変更内容	変更前の特定水銀使用製品の用途	
	変更後の特定水銀使用製品の用途	
	変更後の特定水銀使用製品の製造予定数量	
その他参考となるべき事項		

備考

- 1 法人にあっては、申請書の末尾に当該申請に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 別紙として以下の書類を添付すること。
 - （1）特定水銀使用製品の用途を説明した書面
 - （2）申請に係る特定水銀使用製品が、上表「変更後の特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途に用いられることが確実であることを確認できる書面
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三（省令第四条関係）

特定水銀使用製品変更届出書

年 月 日

主務大臣 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更に係る許可の番号		
変更内容	新	
	旧	
変更年月日		

備考

- 1 法人にあっては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四（省令第五条関係）

許可製造者地位承継届出書

年 月 日

主務大臣 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	
被承継者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
被承継者の住所	
承継に係る製造許可の番号	

備考

- 1 法人にあっては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第五（省令第五条関係）

許可製造者相続同意証明書

年 月 日

主務大臣 殿

証明者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 11 条第 2 項の規定により、許可製造者について相続がありましたことを、次のとおり証明します。

被相続人の氏名	
被相続人の住所	
被相続人が法第 6 条第 1 項の許可を受けた年月日	
被相続人の許可の番号	
許可製造者の地位を承継する者として選定された者の氏名	
許可製造者の地位を承継する者として選定された者の住所	
相続開始の年月日	

備考

- 1 法人にあっては、証明書の末尾に当該証明に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 証明書は、許可製造者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第六（省令第五条関係）

許可製造者相続証明書

年 月 日

主務大臣 殿

証明者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 11 条第 2 項の規定により、許可製造者について相続がありましたことを、次のとおり証明します。

被相続人の氏名	
被相続人の住所	
被相続人が法第 6 条第 1 項 の許可を受けた年月日	
被相続人の許可の番号	
許可製造者の地位を承継し た者の氏名	
許可製造者の地位を承継し た者の住所	
相続開始の年月日	

備考

- 1 法人にあっては、証明書の末尾に当該証明に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 証明者は、2 人以上とすること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

特定水銀使用製品の種類説明書

年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

申請に係る「特定水銀使用製品名「製品名」」については、申請書の表「特定水銀使用製品の種類」の欄に記載した種類の詳細を次のとおり説明します。

記

【種類の詳細な説明】

備考

- 1 法人にあっては、説明書の末尾に担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 以下について記載すること。
 - (1) 電池
 - ・水銀の含有量（濃度）
 - (2) 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ
 - ・水銀の含有量（重量） ・定格消費電力
 - (3) 一般照明用の直管形蛍光ランプ
 - ・水銀の含有量（重量） ・定格消費電力 ・蛍光体（三波長形、ハロりん酸塩系）
 - (4) 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ
 - ・水銀の含有量（重量） ・長さ
 - (5) 圧力計
 - ・目使用温度の上限値 ・目量 ・計ることのできる最大の圧力（絶対圧力）
 - (6) 温度計
 - ・計ることのできる最大の温度 ・目量 ・耐薬品性
- 3 水銀の含有量について、水銀化合物又は水銀合金にあっては、それらに含まれている水銀元素の量に換算した値を算出し記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

特定水銀使用製品の用途説明書

年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

申請に係る〔特定水銀使用製品名「製品名」〕については、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」の欄に記載した用途の詳細を下記のとおり説明します。

記

【用途の詳細な説明】

備考

- 1 法人にあっては、説明書の末尾に担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合においては、理由を含めその旨を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

特定水銀使用製品の用途確認書

年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

申請に係る〔特定水銀使用製品名「製品名」〕については、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いられることが確実であることを下記のとおり確認します。

記

1. 申請に係る特定水銀使用製品は、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途にのみ、申請者が自ら用いる。
2. 自ら用いない余剰分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の関係法令を遵守して、適切に処分する。

申請者が自ら販売する場合の記載例

特定水銀使用製品の用途確認書

年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

申請に係る〔特定水銀使用製品名「製品名」〕については、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いられることが確実であることを下記のとおり確認します。

記

1. 申請に係る特定水銀使用製品は、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いることが確実である者に販売する。
2. 当該特定水銀使用製品を用いる者が、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いることを別添の様式により確認することとする。なお、当該特定水銀使用製品を用いる者が別添の様式に記載された内容に従わない場合は、当該特定水銀使用製品の供給を停止する。
3. 申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いることが確実である者に販売しない余剰分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の関係法令を遵守して、適切に処分する。

特定水銀使用製品の用途確認書

年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

申請に係る〔特定水銀使用製品名「製品名」〕については、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いられることが確実であることを下記のとおり確認します。

記

1. 申請に係る特定水銀使用製品は、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いる者に販売することが確実である者（以下「仲介者等」という。）に販売する。
2. 当該仲介者等が、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いる者に販売することを別添の様式により確認することとする。なお、当該仲介者等が別添の様式に記載された内容に従わない場合は、当該特定水銀使用製品の供給を停止する。
3. 当該仲介者等に販売しない余剰分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の関係法令を遵守して、適切に処分する。

年 月 日

【申請者 名称】 御中

〔製品名〕の取扱いについての御確認

貴社から購入する特定水銀使用製品〔製品名〕は、申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いることについて、下記のとおり確認します。

記

1. 貴社から購入する特定水銀使用製品〔製品名〕を申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載された用途である「用途の記載」の製造に用います。
2. 申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載された用途である「用途の記載」の製造に用いない余剰分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の関係法令を遵守して、適切に処分します。
3. 主務大臣が貴社に対して当該特定水銀使用製品に関する報告の徴収、立入検査等を求めた際には、貴社に協力します。
4. 貴社から購入する特定水銀使用製品〔製品名〕の使用実績数量を 1 年度ごとに貴社に報告します。

以上

特定水銀使用製品を用いる者の名称

住所： * * * * *

担当部署： * * * * *

担当者氏名： * * * * *

T E L： * * * * *

F A X： * * * * *

年 月 日

【申請者 名称】 御中

〔製品名〕の取扱いについての御確認

貴社から購入する特定水銀使用製品〔製品名〕は、申請書「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いることについて、下記のとおり確認します。

記

1. 貴社から購入する特定水銀使用製品〔製品名〕を申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いることが確実である者又は申請書「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いる者に販売することが確実である者（以下「仲介者等」という。）に販売します。
2. 申請書の表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途で用いることが確実である者又は当該仲介者等に販売しない余剰分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令を遵守して、適切に処分します。
3. 主務大臣が貴社に対して当該特定水銀使用製品に関する報告の徴収、立入検査等を求めた際には、貴社に協力します。

以上

特定水銀使用製品を販売する者の名称

住所： * * * * *

担当部署： * * * * *

担当者氏名： * * * * *

T E L： * * * * *

F A X： * * * * *

宣誓書

年 月 日

主務大臣 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 7 条の規定に該当することの有無に関し、
下記のとおり相違ないことを宣誓します。

記

1. 水銀による汚染の防止に関する法律第 7 条第 1 号に該当の有無
2. 水銀による汚染の防止に関する法律第 7 条第 2 号に該当の有無
3. 水銀による汚染の防止に関する法律第 7 条第 3 号に該当の有無
4. 水銀による汚染の防止に関する法律第 7 条第 4 号に該当の有無

特定水銀使用製品の用途適合承認申請書

年 月 日

主務大臣 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律附則第 3 条の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

特定水銀使用製品の種類	(細目 :)
特定水銀使用製品の名称及び型式	
特定水銀使用製品の用途	
その他参考となるべき事項	

備考

- 1 法人にあっては、申請書の末尾に当該申請に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 別紙として以下の書類を添付すること。
 - (1) 特定水銀使用製品の種類を説明した書面
 - (2) 特定水銀使用製品の用途を説明した書面
 - (3) 申請に係る特定水銀使用製品が、上表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途に用いられることが確実であることを確認できる書面
 - (4) 特定水銀使用製品の製造又は輸入の時期を証する書面
 - (5) 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

特定水銀使用製品の用途適合承認申請書

年 月 日

主務大臣 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令附則第 4 条の承認を受けた
 いので、次のとおり申請します。

特定水銀使用製品の種類	(細目 :)
特定水銀使用製品の名称及び型式	
特定水銀使用製品の用途	
その他参考となるべき事項	

備考

- 1 法人にあっては、申請書の末尾に当該申請に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 2 別紙として以下の書類を添付すること。
 - (1) 特定水銀使用製品の種類を説明した書面
 - (2) 特定水銀使用製品の用途を説明した書面
 - (3) 申請に係る特定水銀使用製品が、上表「特定水銀使用製品の用途」欄に記載した用途に用いられることが確実であることを確認できる書面
 - (4) 特定水銀使用製品の製造又は輸入の時期を証する書面
 - (5) 申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
直通電話 03-3501-0080

【水銀に関する水俣条約（水銀による環境の汚染の防止に関する
法律）】（経済産業省ウェブサイト）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/mercury.html